

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

沖縄県の緊急事態宣言が2月28日で終了しましたが、本村では高齢者が多く、離島村のため医療体制が脆弱であることから県外からの来島中止、来島者村民の往来自粛、フェリーの定員制限、公共施設の使用時間の制限をお願いしておりましたが、3月1日以降要請を終了します。長い間皆様には自粛にご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

沖縄県では現在も警戒レベルは第3段階の「感染流行期」にあります。再流行を回避するため県に準じて引き続き以下の感染対策についてご理解とご協力をお願いします。

### 1. 村民・来島者のみなさまへ

・感染予防対策として「新しい生活様式」を徹底し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、3密（密閉・密集・密接）の回避等を徹底してください。本村は高齢者の多い島です。高齢者と会う場合には特にご注意をお願いします。

・会食を行う場合は、感染リスクを抑えるため、4人以下・2時間以内で、できるだけ同居家族などいつも一緒にいる方同士でお願いします。

・本島と離島間の往来については、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には移動の中止または延期をお願いします。来島者は本島内にあるPCR検査センターなどで出発前のPCR検査の受検を推奨します。

・県外への往来については、国の緊急事態宣言が発令されている地域との不要不急の往来は自粛をお願いします。来島前には出発地においてPCR検査または抗原検査を受検し、陽性の場合には出発を中止または延期してください。出発地においてPCR検査が受けられなかった場合は那覇空港PCR検査「NAPP」をご利用ください。また県外へ往来をする村民の皆様も事前の十分な健康観察を行い、本島内にあるPCR検査センターなどで出発前のPCR検査の受検を推奨します。

令和3年3月1日

栗国村長 高良 修一